

○内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上高井郡高山村
- 二 構造改革特別区域の名称 信州・高山ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県上高井郡高山村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊田市
- 二 構造改革特別区域の名称 豊田市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 舞鶴市
- 二 構造改革特別区域の名称 ふるさと舞鶴 どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 舞鶴市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県飯石郡飯南町
- 二 構造改革特別区域の名称 飯南町有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県飯石郡飯南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一

三〇三）

○内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 五島市
- 二 構造改革特別区域の名称 五島市赤ちゃん健やか保育支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 五島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県大島郡徳之島町
- 二 構造改革特別区域の名称 徳之島地域資源果実酒・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県大島郡徳之島町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）